

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の定年の特例に関する規程

平成22年4月1日

法人規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第20条第2項の規定に基づき、教職員の定年の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職の特例)

第2条 理事長は、就業規則第20条第1項の規定により定年に達した教職員が同規則第18条第2号の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その教職員に係る同号に規定する日（以下「定年退職日」という。）の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その教職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その教職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その教職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その教職員の退職により職務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その教職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により教職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該教職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなると認めるときは、当該教職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(定年延長の申請)

第3条 前条第3項及び第4項に規定する教職員の同意は、書面によって得るものとする。

(定年延長者の他の職へ異動させる場合)

第4条 理事長は、特別の事情により、第2条第1項の規定により引き続いて勤務している教職員を他の職へ異動させることができる。

(人事異動通知書の交付)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 定年延長を行う場合

(2) 定年延長の期限を延長する場合

(3) 定年延長の期限を繰り上げる場合

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。